

## 平成24年度鳥取県環境影響評価審査会（第2回）議事録概要

1 日時 平成24年9月12日(水)午後2時分～午後4時

2 場所 鳥取県議会棟3階 特別会議室

3 出席者 別紙のとおり

4 概要

- ・議事に先立ち、資料の確認。事務局から鳥取県環境影響評価条例第45条第2項に定める審査会の定足数である過半数以上の出席（委員数13名中8名）であることを報告。
- ・また、非公開事項のないことを事務局から説明し、委員了解のうえ、公開で進めることを決定してから審議に入った。

### 【議事事項】

- (1) 東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業（仮称）の環境影響評価準備書について
- (2) 鳥取県環境影響評価条例の改正について

各資料に対する事業者回答の概要は、別紙を参照。  
以後は当日資料の回答・準備書に対する委員等からの質疑応答について、概要を示す。

### 【(1) 東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業（仮称）の環境影響評価準備書について】

#### 資料2-1、2-2に関する質疑

(A委員)

準備書10-3の事後調査で、表の10-3と書かれた大気質については、ほかの法律でその後も毎年行われるということですが、ほかの例えば地下水とか土壌とか生態とか、そういうものについて規定はないか。

(事業者)

法的な規定はない。

(A委員)

地元意見や今回出されている意見を見ると、シミュレーションでは、そういう範囲でしょう、ぐらいで実際にどうなるかわからないので、後々のモニタリングをして頂きたいということが、ところどころに書かれている。新たに大きな公共施設を設けるわけであり、例えば地下水の方が1年間で8mのところはいいかもしれないが、40数メートルの深度での地下水を掘っているところが1年後に（モニタリング結果が）出るかと言われたら、あまり出ると予想できないので、後々も何らかの形でちゃんとモニタリングをしていくことが、住民への安心につながるのではないかという気がする。

(事業者)

まだ住民の方と話し合っている途中であり、今、御返事をしっかりすることにはならない。ただ、私どもの方は廃棄物処理施設をたくさん扱っているが、一般的な話としてお伝えをしておきたいと思う。

まず、こういう廃棄物処理施設は当然、同意を頂ければ法定の基準とは別に、技術的にも地元の方が同意をいただける守るべき数値の目標基準を地元の方とそれぞれ協定を結ぶのが一般的なやり

方。その際に、地元の方との話の中で、環境モニタリングをするということになれば、それは任意約束として、私どもの他の施設においてもやっておるところ。任意の測定については今後、地元の方の同意を得ながら、協定を結ぶことをやっていきたいと考えている。

#### (B委員)

先ほどのお答えの確認をさせていただきたい(資料2-1の回答部分)。事後調査は内容が2点あり、一つは詳しいもので1年間と。もう一つは、準備書10-3にあるような、法律に基づいた測定は毎年続けていくと言われて、今の説明では、法律に基づいてなくても住民との協議の上でそういうことは配慮する、と言われたが、法律に基づいていないものも、必要であれば協議の上で行っていくという見解で良いか。

#### (事業者)

1年やるということは分かっていたが、法律的なことも分かっていたと思う。今の説明で一般的にというお話をさせていただいた。というのは、まだ住民の方と特に約束もできる状況でなく、今、話し合いをしている最中。

一般的にというのは、私どもが今、不燃物処理施設とか最終処分場とかし尿処理施設とか、を扱っているが、事例的に過去のことを言うと、地元の方と話をし、ではここの土壌を測ってくださいますか、ここの水質を毎年、定期的に測ってくださいますか、とかそういう具体的なお話は今後、地元の方と話し合いの中で約束をしていくということで御理解をいただきたいと思う。

#### (C委員)

意見の中でもあったが、訴訟関連は、環境影響評価の中で取り扱うのかなとちょっと疑問に思ったが。

後、内容が決まっていない段階で、環境影響を調査していかれるが、場所も、最終決定ではないわけですね。ここだけを調査するという事は、何となく印象として、ここがもう決まっているのかなという感覚があるが。

#### (事務局)

今回、訴訟関連は環境保全の見地以外からの御意見ということで、事業者さんの方から意見とその見解をいただいた。条例上は環境保全上の見地についての意見を審査する場とは御理解いただければと思う。

ただし、事業者による分類内容について、一部疑問に思うものも含まれていたもので、後ほど説明する。

#### (D委員)

参考資料2の3ページ、土壌汚染のところ、住民意見で、ダイオキシンはどんどんたまっていくものではないか、ということの事業者見解として、ダイオキシンの定点調査を行っていて、その由来は主に除草剤の使用によるものである、という結果が公表されていると書いてあったが、これは何かデータが既に発表されているものと考えてよいか。

#### (事業者)

ここの地域には、解体してなくなってしまったが、平成21年6月まで稼働していたクリーンセ

ンターやずという34トンの焼却施設があった。そのときに、地元と事業主である八頭環境施設組合とが話をされて、土壌の定点測量、ずっと毎年同じところを測定していくという定点測量を地元の方と約束をされた。

ダイオキシンは、ダイヤグラム解析でどここの値が高いかによって、大体その由来が推定できる。これは、八頭環境施設組合がそういう専門家に依頼をされ、ダイオキシンの原因は何なのかということ調査され、そのときの結果が記載のように、除草剤が原因であるということで、排ガスではないという結果を得て、これは地元の方にも説明をされたと聞いている。

#### (D委員)

ということは、ここの場所の出てきたダイオキシンの原因物質が除草剤と書いてあるわけではないわけで、これは八頭の環境施設組合で調査された場所ではそうだったという文章か。

#### (事業者)

そこに書いてあるように、これまで八頭環境施設組合で、山手、郷原、三谷、加賀瀬という地域において、土壌中のダイオキシンの定点調査を行われ、その由来を調査されて、除草剤の使用によるものであるとの結果が公表されているということで、私どもで調べたのではなしに、八頭環境施設組合が、土壌の定点測量をされている中で、由来調査し、その結果、除草剤が使用されたものが原因であったということを公表されていることである。

#### (D委員)

わかりました。もう一つ簡単な点ですが、紫外線により分解していくということは、実際にはそうであると思うが、土壌中で紫外線により分解されることはないと思うので、その点は誤解がないように書かれた方がよいと思う。

#### (E委員)

希少植物の関係ですが、住民の意見でも生き物についての話はたくさんあるわけだが、ホンゴウソウは、今回作った鳥取レッドデータブックだと、絶滅危惧Ⅰ類という一番絶滅のおそれが高いというものに指定している。(今回の調査でこれまでとは違う別の場所で)新しく見つかったので、ここにもホンゴウソウがあるということは、喜ばしいことだが、この計画はどうなるにしても、とにかく絶滅させないということは最小限必要なもので、この準備書によると改変される場所ぎりぎりのところに生えていて、それが準備書の7-228ページを見ると、その改変比率が14から100%となっている。今時点の開発計画図を見ると新設緑地の境界に当たるわけだが、そういうところを配慮して、これを100%改変して「なくす」ということは最低限やめて、出来るだけ影響を少なく、その部分をその状態のまま残すということが必要ではないかと思っている。

ただ、ここに出てきているいろんな植物は、原生林に生えているものではなく元々、人が生活している里山にいるような植物なので、一切触るなどというものでもない、というのが意見としては難しいが、このホンゴウソウと、それからムヨウランもそうだが、この辺は重要かと思う。

今のところ、県内で1カ所しか見つかっていない。ホンゴウソウは多分、他にもあると思うが、秋の一時しか見えないので、なかなか見つけにくいもの。この国英のものが何としても、というところまでは言い切れないが、かなり注意すべき植物である。

#### (事業者)

ホンゴウソウの発見されている場所というのが大きく2つに分かれる。ひとつは事業区域、造成で埋めるぎりぎりのあたり。それから、山を越して反対側のところで発見されている。これについてはできる限り影響のない形がとれば、そうしていきたいと考えている。まだ詳細な造成範囲はきちっとまだ決まっていないので、はっきりとしたことは言えないが、ここにあるということは認識している。

#### (B委員)

ですからそのときに、新設緑地を新しく造るぐらいなら、そのまま残す方向で考えていただきたいが。

#### (事業者)

先生の言われているホンゴウソウの位置は、確かに造成と、それから森林緑地帯、そのまま今の状態で残す地域があり、ちょうどその境の付近になる。そこについては、まだ造成の詳細設計、実施設計ができておらず、今は概略の基本設計しか描いていない。ただ、種の保存ということになれば、山の切り盛りをするギリギリのところもあるが、もっと別なところにも、近くに生存しているので、種の保存はある程度はできるのだろうと考えている。

#### (F委員)

環境基準については、第1回るときも話があったが、環境保全について、環境基準値以内であるということは、非常に安心できる事象であり、すごく努力していただけているということだと思う。しかし、健康影響となると、環境基準値というのは、そもそも人体に影響がないことを確認されて作られた値ではないということがあり、環境基準値を決めた環境省の方に責任があるのかもしれないが、現在その過渡期で、鳥取県でも行っている子供の健康と環境に関する全国調査といった形で、環境基準値の見直しを行おうとしている。これは、結果が出るのは20年ぐらい先になると思うが、こうした未来の話を今、出して申しわけないが、日本が戦後から公害を経験し、現在公衆衛生が良くなってきている。その中、疫学で一番注目されているのが微小粒子の健康影響、アレルギーということで、住民の方の意見が29ページにあります。この意見で住民の方がすごく不安に思われているということがわかる。

ただ、これが本当に健康影響を及ぼすのかどうかということが客観的に、科学的に現在申し上げることができない状況の中で、どのようにして住民の方の不安を取り除いていくべきなのかというところを考えていかなければいけないと思う。一般住民の方も、東北大震災の放射線のことなどの興味が上がっていく中で、基準を満足している値なので健康に問題ない値となっているという表現が、逆にちょっと疑念を生んでしまっているのかなというのがある。特に子供に関しては、今まで世界でもデータがなくて、世界が一緒になって今20年かけてデータを作っていくという中で、健康に問題ない値と言い切ってしまうよりは、正直にまだわかっていない部分が多い、しかし、そういったことも踏まえた上でフォローをしていきたい。

前回は申し上げたが、正しいかどうかかわからないが、しっかり健康調査も行っていきたいという、そういう方向が出ると、もし何か影響が出たとわかったときに、では対応してくれるのかな、という安心が得られるのかなと思っている。

前例のない話になると思うが、現在、環境疫学分野では微小粒子、少数の人への健康影響という、世界でも学会でもそういう話がされており、今そういう動きをするのが正しいかどうかというのは、私も強制的なことは言えないが、新しいこういう社会の中で、公害の少ないこの社会の中で、

住民へのフォローというかサポートというか、コミュニケーションのあたりを検討していただく余地があるのかどうかということが一つある。

実際問題、1人重症者が出たからといって規制を厳しくして、経済活動に影響が来る、施設をつくるのをやめるということになることは避けなければいけない。

何か住民に対しての対応の中で、健康影響に対するフォローを検討される余地があるかお聞きしたい。

### (事業者)

微小粒子については、今いろいろと議論されていることは認識している。その中で、鳥取市の方で今、ごみ焼却施設を稼働させているが、その住民との話し合いの中での健康管理について事例を御紹介させていただく。今後、住民の方との話し合いがそれも条件になるということ为前提に、少し事例のお話をさせていただく。

市の方で管理しているごみ焼却施設の周辺住民の方で、健康を危惧されて、血液検査をしていただきたい、対ダイオキシンに対する血液検査をしていただきたいという要望があった事例がある。個人情報のあることもあり、データの公表はできないが、住民の方が希望された場合には、血液検査をするということも実際に行った事例がある。そういう健康管理についての住民の方の要望なり不安というもので、協議がなされた場合はそういうこともやっておるということで、とりあえず事例紹介にとどめさせていただきたいと思う。

当然、住民の方の健康への不安は払拭していかないといけないということはあるので、実際にそういう事例を行っておるということをお紹介させていただいた。

## 資料3に関する質疑

### (G委員)

生物関係について、植物については、さっき事のモニタリング結果を云々という話が出ていたが、カスミサンショウウオとかそういった動物については、事前調査で大体どのくらい採れた、というのをなされておられ、それを事後に新しく作った池に移して、そちらで産卵しに来るかどうかを事後調査でされるということだったと思うが、移殖が成功したかどうかという評価は、もしかしたら一般的に何か基準があるかもしれないが、存じ上げていないので、大体何%ぐらいがその池で産卵したら成功とか不成功ということがあるのか。

代替の池を作ったが、だれも利用しなかったということになったら、対策は失敗したということになるので、その辺の評価はどうされているのかというのが一つ。あと例えば事前に10居たとして、事後に半分いけばオーケーという判断であるならば、両生類などは年によって数が全然違う。多い年もあれば少ない年もあり、1回の調査で事前と事後を比べるのは無理があるような気がする。その辺の評価の仕方等を踏まえて教えていただけたらと思う。

### (事業者)

両生類等に関しては、全国的な事例で、産卵場所を設けるといった対策を行う事例は多いが、それが事前に何個体で、事後で何個体居たら良い、といった数値的な目標は、事例として聞いたことはない。基本的に地域の生物相を維持していくという観点からの対策となっており、事前に居たもの、居た種類が事後も生息できているという状況をもって、一応は環境保全措置として機能してい

るという判断をしていくことになると思う。

今回、対象にしているのは両生類ということなので、産卵場所が特に重要で、そこで産卵していることが確認できれば、恐らくその後もその地域の個体群が維持されていくことになると思うので、まずは移殖したものが産卵しに来るかどうか、もしくは幼生が見られるかといったことを確認していく事後調査になっていくと考えている。

#### (G委員)

そうすると、1個体でもそこで次の年に産んでいけば、とりあえずオーケーという判断になるということか。

#### (事業者)

極端に言えばそういうことになると思います。

#### (事務局から事業者へ質疑)

資料3の大気質の⑥番の高層気象データと地上気象データは、類似しているので問題ないという答えだったが、最多風向だけで見ますと、地上は西北西が多くて、高度300mであり、高度100mでは南や南西が出現頻度として一番多い中で、どのようにこのデータが類似していると読むのか、ちょっと教えていただければと思う。

#### (事業者)

7-36ページに高度別年間風配図の全日で、50メートル、100メートル、200メートル、300メートル、500メートル、1キロの風配の状況が記載されている。高度別に見ますと、確かにばらつきがあるが、ある一定の特異な傾向が見られるといった状況にはなっていない。どちらかという、北西側及び西側寄りから南側、南東側方向、南寄り方向に卓越した状況となっており、一方で地上気象の結果を見ると、北西側から南東側方向の軸に主風向が見られるという状況を踏まえると、大きく上層気象の風の傾向と地上気象の傾向が異なるということは見られない。

類似性につきましては、数字まで出しておりませんので、今後、確認するようにする。

#### (事務局)

なぜここにこだわるかという、煙突の有効高は高度300メートルで設定してあるので、違いが出るのかなと思って伺っていたものデータの検証がしてあるならば、またお示しいただければと思う。

#### 【(2)鳥取県境影響評価条例の一部改正について】

事務局より概要を説明（詳細は資料5を参照）。

- ・法律の改正に合わせて、県条例の改正・見直しをしており、環境審議会で審議頂いているところであり、今後パブリックコメントを予定している。
- ・中身がかなり変わるため、併せて環境影響評価をするうえでの技術的事項を定めた県の技術指針も改正をさせていただきたいと思っている。こちらの改正は環境影響評価審査会の意見を聞くことになっているため、今後よろしくお願ひしたい。

(主な改正内容)

- ・事業の早期段階における環境配慮を図るために、事業位置とか規模を選定するなど早い段階から

環境影響の配慮事項を検討する、配慮書手続きの新設（平成25年4月施行予定）。

- ・事後調査報告書公表の義務化（平成25年4月施行予定）
- ・風力発電所事業を対象事業に追加（規模要件のみ）  
※対象規模一般地域 1 万kW以上／ 特別地域7, 500kW以上 （平成25年4月施行予定）
- ・特別地域の見直し
  - ① 「東郷池水質管理計画に規定する対象地域（東郷池及びその流域）」を事業の種類によって対象とする地域に新たに追加
  - ② 現特別地域の「湖山池及びその流域」を「湖山池水質管理計画に規定する対象地域（湖山池、湖山池流域及び湖山川流域）」とし、範囲と根拠を明確化

#### その他

- ・第3回の審査会を9月下旬若しくは10月上旬に開催すること、また第4回を10月17日に開催することとした。
- ・本日の議事に関する、質問・意見は、事務局の方に連絡するというので、審査会は終了した。